

平成 27 年度第 4 回（143 回）

清瀬市まちづくり委員会議事要旨

日 時：平成 27 年 10 月 20 日午後 2 時から

場 所：生涯学習センター講座室 1

出席者：川原寿春、大津里美、新田斉、内田貞司、今間洋一、芹澤正男、渡辺正宏、朝倉勇、菊谷有希子、小西一午、西畑省二、松里征男、築瀬忍、大槻義顯、藤井裕介、五十嵐玲子

事務局（企画課長、市民協働係長、主事）

欠席者：白井航也、小寺茂、山下文夫、木村敏夫

<配布資料>

- 1 平成 27 年度第 4 回（第 143 回）清瀬市まちづくり委員会次第
- 2 「清瀬市まち美しくする条例の活性化」の提言
- 3 「禁煙地域の拡大で停滞している禁煙運動のさらなる前進を」の提言
- 4 渋谷中央街まちづくりルール 資料
- 5 新宿区 公園・児童遊園等での受動喫煙防止について 資料
- 6 市内の保存緑地、公園の禁煙化をの、これまでの議論集約表
- 7 空家対策について 新規提案
- 8 空家等対策の推進に関する特別措置法の概要
- 9 市が現在取り組んでいる「世界医療文化遺産登録」の活動に市民もまきこんだ「登録期成促進の会（仮称）」をたちあげてみてはどうか。 新規提案

1 開会

2 前回の確認

委員長：前回の議事要旨の確認をしてもらいたい。

<委員了承>

3 提案審議

委員長：都や国が作った公園に清瀬市の特定分煙強化地区に指定して良いかどうか。どこまで市が決めてよいか。調べた内容を事務局に説明してもらおう。

事務局：清瀬駅と秋津駅は特定分煙強化地区になっている。そこの一部の土地は西武鉄道の土地であり、西武鉄道と協議して決めた。同様に東京都や国の公園などは協議すれば決められる。

<その後、委員長より配布物の説明>

委員長：はじめに今までの皆さんの意見を私なりにまとめたのが「市内の保存緑地、公園の禁煙化をの、これまでの議論集約表」である。また、前回は3分の2の方から提言にしたいという意向で意見を頂いたが、これまでの議論の内容だと提言までへの審議性に欠ける。条例をいくら作ったとしても市民が順守しなければ、我々は条例を作った満足感だけで終わる。私としては美化条例の意識を市民に浸透させるための意識の改革につながるような抜本的な提案ができればよいと思う。それに伴い行政が動けたらと考える。この点について、委員から意見を聞きたい。

委員：看板等を増やして市民の目に特定分煙地域の認知を広める。

委員：提案者が何を求めているかを確認して、この意見の本心を改めて聞く。携帯灰皿を持っていけばよいのかなど。

委員：過料をしっかりと取れる環境を作ればよいと思う。

委員：マナーの問題なので、市が過料を取る動きをおこす。

委員：条例の市民の周知。過去にも提言されているので、なぜ、当時の提言がダメだったのかを見直す。話は少しずれるが、今回の意見を提言するかはいくつか他の提案が出てきてからどれを提言するか決めるのがよいのではないかと。市長に提言するのを決めるのはもう少し他にも提案がでてからの方がいいのではないかと。

委員：提言でなく、提案と言う形で良いと思う。そのため看板で周知するなどし、市報に毎回記載して周知するのがよいと思う。

委員：公園や緑地を守るという提言に持っていけばわかりやすい。

委員：23年、25年の内容に網羅されているので、今回は提言でなく提案で回答する。

委員：提言よりも提案で良いと思う。過料などの動きはしていけたらと思う。

委員：23年度、25年度の提言は具体性が乏しい。今回は保存緑地と公園を禁煙化と限定した問題提起である。禁煙する場所を限定し看板などを立てることで注意する理由づけをすることで禁煙の徹底ができる。

委員：25年度の提言書に「現状緑地公園などに設置の吸い殻ポイ捨て禁止看板は誤解を招くので撤去し、禁煙看板に変更する」記載があるので、今回の提言は重複していると思う。

委員：提言する必要はないと思う。

委員：方法論でなく納得していく議論をしないと説得力がない。

委員：23年度、25年度の提言は徐々に良くなってきている。また、公園に関する提言は今まではなかったので今回は提言しても良いと思う。

委員：過去2回の提言で周知されていないと感じる。横浜の方で分煙地区を条例で設けている。そこで喫煙していた男性に過料を取った。しかし、裁判所の判断は「市の喫煙禁止区域を示す看板が小さく歩行者には判断困難」とし、処置は違法としている。これは平成26年度の出来事である。このことから過料等にはそれなりの準備が必要である。ここは禁煙。と誰が見てもはっきりわかる表示が必要だ。

委員：禁煙区域であることを周知することが大事。誰が見てもわかるように看板も設置するのが大事だが、やりすぎても良くないと思う。

委員長：まとめると、今回の提案は過去の提言と類似しているためどのように市民に周知するだけで良いという意見と、27年度の提言として特定分煙の条例を改訂すべきだ。という意見の2つのようだ。

委員：共通認識として確認したいのだが、緑地、公園などが提言されていないとのことだが、25年度の提言書2ページに提言されているため、今年改めて提言する必要はないと思う。それに今回で3回目なので提言しなくていいと思う。

委員：提言するたびに内容が進歩してきている。2回目の提言で重点地域の見直しができ、その重点地域を喫煙地域に指定できた。

委員：今回の提言でより具体的にしていきたいと考えれば提言してもいいと思う。禁煙が成功しているのは「地下鉄」と「飛行機」ぐらい。マナーに訴えて成功するなら今頃みんな禁煙している。条例を形作ってもしょうがないので、分煙地域を具体的に指定してもらおう。そのために今回は提言としたい。

委員長：ルールを守る啓蒙運動を行っていった。それを行ってダメなら別の対応を考えるのがよいと感じたが、それを踏まえて、今回の内容を提言するか考えてほしい。もし、提言なら、今回3度目になるので、提言するのであればそれだけのしっかりした議論と理由と背景等を詰めていかないといけない。実行性が無くなってしまふ。喫煙権に関する問題もあったし、23年度、25年度の提言理由を上回る理由を構築していかないといけない。そのようなことを踏まえて、一度、今回の提案は一つの方向を固めたいと思う。「提案者に回答」または「提言」のどちらかに挙手をしてほしい。

提案者に回答：7人 提言：8人

委員長：今回は市長に対する提言として検討する。そのために小委員会を設置し、

提言できるかを論じる。その際は改めて連絡する。

1、提案の題名

空家対策について。

2、提案内容

高齢化と少子化により住宅の空き家が増えています。私の近隣においても長期間空き家のまま放置され、保安、景観、衛生上の問題あるものが散見されます。

政府は空家対策の推進に関する特別措置法を制定し、平成27年2月から施行しています。措置法では各市町村は、1) 空家等の調査、2) データベース整備3) 空家対策計画の策定等を行うこととされています。

清瀬市においては措置法に則りご努力されていると推察いたしますが、以下の事柄について要望・提案いたします。

1) 清瀬市における空家問題の開示

ア) 現状問題の把握と評価

イ) 将来の見通し（問題は深刻化するのか？その内容は）

2) 空家問題対処方策の実施

ア) 空家対策方針の策定

イ) 適正管理のための条例を整備

ウ) 空家及びその跡地の活用策の検討と実施。特に、より良いまちづくり実現のための空家活用方策。

1、提案の題名

市が現在取り組んでいる「世界医療文化遺産登録」の活動に市民もまきこんだ「登録期成促進の会（仮称）」をたちあげてみてはどうか。

2、提案内容

かつて、結核は死の業病として人々を震撼させていた。その時これの撲滅に真摯に取り組んでいたのは清瀬だった。結核の治療に向けた人類の愛と志はこの地域に芽生えていたのである。否定的にとらえられがちだった結核との闘いの歴史を、尊いこと気づいてほしいと、市は市内の結核関連の施設をユネスコの世界遺産への登録を目指す活動を始めたところである。最も多かった時には市内の 20 ヶ所近い結核治療施設に当時の清瀬在来の人口に匹敵する数の患者をかかえていたし、一方では結核研究所（RITKIYOSE）で病理研究のほか、国内だけではなく世界 100 ヶ国近くの国々の結核関係者の養成研修を、国連 WHO と共催で行っていたし、同じく BCG 研究所で開発された BCG ワクチンを世界各国に配布していた。このように結核の聖地であった清瀬を世界のヒノキ舞台に押しあげようとする大きなシティープロモーションに標記のようなプロジェクトを立ちあげて応援してみてはどうか。

「登録には時間がかかるかも知れない。でも清瀬でのこの取り組みが世界中の多くの命を救っていた事実を広く知ってもらいよい機会になる」という渋谷市長を信頼し、世界遺産登録という清瀬の新時代の誕生を括目したい。なおこの動きは当まちづくり委員会が昨年度に市長に行った提言、提案「清瀬の結核歴史展の開催を」「市の史跡に指定している外気舎の整備をし、周辺地域の公園化とその公開を」等とリンクするものであり、その究極にあるテーマであると思われる。

委員長：引き続き 2 件提案がきているので紹介する

事務局：「空家対策について」話しを進める。

<委員長が「空家等対策の推進に関する特別措置法の概要」を読む>

委員長：清瀬の空家の数はいくつだ。

事務局：現在調査中だが、249 件。そのうち 33 件は特定空家になりそうな物件。

委員：危ない空家もあるが建てておいた方が税金が安い。

委員：市は 33 件の特定空家になりそうな空家についてどのような方針で動いているのか。

事務局：現在、検討中。

委員：空家の調査はいつまで行う予定なのか。

事務局：調査は終わっている。今後の対応については所管で検討中。

委員：回答としては現状、市としてどこまで調査が進んでいるかの現状報告で良いのでは。

委員：個人的な考えだが、提案者は清瀬に空家の条例が無いのを知っていて、制定してもらいたいから提案したのではないか。今後、他市の条例などを取り寄せて委員会でも勉強していく事がよい。

委員長：条例を作ってほしいという思いもあるかもしれないが、提案の趣旨は、将来を見越したものであると考える。今の調査あるいは今後の方向などを盛り込んだ回答案を作り、次回の会議で確認する。

委員長：「登録期成促進の会（仮称）」の提案にうつる。

委員：これはまちづくり委員で話し合う内容でないと思う。促進したい人があつまり会を立ち上げるものと判断する。

委員長：昨年度の提言にもとづいて話が進んできていると考えて良いか。

事務局：シティープロモーションを推進する一つに、世界医療文化遺産の歴史、結核療養の地域として、清瀬がどのような役割をはたしてきたのかという、史実について、市民の皆さんに理解をして頂き、市への愛着や誇りを結び付けていきたいという、考えがある。推進するため情報発信もしている。

委員長：市民の取り組みも進んでいるのか。

事務局：市民の方の取り組みとしても広がりを見せている。例えば、去年は国際交流会が講座を開催した。今年度も他の団体が同様のイベントを実施した。

委員長：まちづくり委員会では検討の範囲外だと思う。

委員：回答は現状報告で良いと思う。

委員：結論はどうなるのか。

委員：市民と市と一緒にやりたいという思いが提案の背景としてあると思うが、活動している市民団体を知らせる事でも良い。

委員：審議継続することはできないのか。

委員長：「登録期成促進の会（仮称）」の提案者に対する回答のたたき台を準備し、次回の会議に持ってくる。

<会議後、「清瀬市新庁舎建設基本計画<案>」が委員より配布された。まちづくり委員会として知っておくべき内容と判断し、委員より説明が行われた。>

次回 11 月 17 日、14 時より生涯学習センター会議室 1 で行なう。